別表第６　初任給基準表（第１０条関係）

（１）一般職俸給表（一）初任給基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選考 | 学歴免許等 | 初任給 |
| 正規の試験  又は選考 | 大学卒 | １級２５号俸 |
| 短大卒 | １級１５号俸 |
| 高校卒 | １級５号俸 |
| その他 | 高校卒 | １級１号俸 |

（２）一般職俸給表（二）初任給基準表

|  |  |
| --- | --- |
| 学歴免許等 | 初任給 |
| 高校卒 | １級１号俸 |

備考

１　別表第２（級別資格基準表）一般職俸給表（二）級別資格基準表備考第１項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を同表備考第２項に規定する職員に第１３条第１項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表備考第２項の規定を準用する。

２　別表第２（級別資格基準表）一般職俸給表（二）級別資格基準表の適用者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を１級に決定された者に対する第１０条の規定の適用については、１級１３号俸がこの表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

３　前項の規定の適用を受けた職員については、第１２条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第１３条第１項の規定を適用する場合には、同項中「５年を超える経験年数」とあるのは「２年を超える経験年数」と、同項第３号中「経験年数」とあるのは「経験年数から３年を減じた経験年数」とする。

（３）教育職俸給表　初任給基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 学歴免許等 | 初任給 |
| 助教 | 博士課程修了（大学６卒後のものに限る。） | ２級３７号俸 |
| 博士課程修了 | ２級３１号俸 |
| 修士課程修了  専門職学位課程修了  大学６卒 | ２級１３号俸 |
| 大学卒 | ２級　１号俸 |
| 助手 | 博士課程修了（大学６卒後の課程に限る。） | １級４９号俸 |
| 博士課程修了 | １級４３号俸 |
| 修士課程修了  専門職学位課程修了  大学６卒 | １級２５号俸 |
| 大学卒 | １級１３号俸 |
| 短大卒 | １級　１号俸 |

備考　別表第３（学歴免許等資格区分表）の「一　博士課程修了」区分の、（１）に該当する者のうち修士の学位を取得後若しくは博士課程（前期２年及び後期３年の区分を設けないものに限る。）において修士課程修了の要件を満たしていると認められた後に、医学又は歯学に関する課程を修了した者、（３）又は（４）に該当する者のこの表の学歴免許等欄に定める学歴免許等は「博士課程修了（大学６卒後の課程に限る。）」として取り扱うことができる。

（４）医療職俸給表　初任給基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　種 | 学歴免許等 | 初任給 |
| 看護師 | 短大３卒 | ２級５号俸 |
| 短大２卒 | ２級１号俸 |
| 准看護師 | 准看護師養成所卒 | １級１号俸 |

備考

１　この表の「准看護師養成所卒」については、別表第２(級別資格基準表)医療職俸給表級別資格基準表備考第２項に定めるところによる。

２　この表の適用を受ける職員に第１３条第１項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第２（級別資格基準表）医療職俸給表級別資格基準表備考第３項の規定を準用する。

３　准看護師の業務に３年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第２１条第３号の規定に該当した者で看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあっては２級１３号俸、「短大卒」にあっては２級９号俸とする。

（５）技術職俸給表初任給基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選考 | 学歴免許等 | 初任給 |
| 正規の試験  又は選考 | 博士課程修了 | １級５５号俸 |
| 修士課程修了  専門職学位課程修了  大学６卒 | １級３７号俸 |
| 大学卒 | １級２５号俸 |
| 短大卒 | １級１５号俸 |
| 高校卒 | １級　５号俸 |
| その他 | 高校卒 | １級　１号俸 |